相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道函館市松陰町一二番地、最後の住所東京都渋谷区幡ヶ谷一丁目七番五号タカヤナギビル三〇四　被相続人　亡　森田　啓一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月二十日

東京都中央区銀座二―五―五共同ビル西銀座四階寺本法律会計事務所

相続財産管理人　弁護士　寺本　吉男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県長岡市加津保町一四〇六番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　佐藤　隆幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月二十日

事務所新潟県長岡市東坂之上町一丁目二―六カーニープレイス長岡ビル四〇一

相続財産管理人　弁護士　築井　一琢

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県輪島市野田町ホ部五番地、最後の住所石川県鳳珠郡穴水町字麦ケ浦一五の三九番地一二青山彩光苑穴水ライフサポートセンター　被相続人　亡　小谷内信雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月二十日

石川県珠洲市上戸町南方才字五番地一

相続財産管理人　司法書士　藪上　繁晴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県鯖江市入町第六号一番地三五、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　小林　敏郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月二十日

福井県越前市蓬莱町六番二四号　サンライフ小野谷一階

相続財産管理人　弁護士　寺田　昇市

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県焼津市東小川四丁目一七〇四番地、最後の住所静岡県焼津市大島六四九番地特別養護老人ホーム福聚荘　被相続人　亡　望月　浅子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月二十日

静岡県静岡市駿河区南町一四番二五号　エスパティオ七〇六号　あおば法律事務所

相続財産管理人　弁護士　竹川　英辰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県春日井市上条町九丁目二六番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　小畠　友道

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月二十日

名古屋市中区錦二丁目一五番一五号豊島ビル一〇階石原総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　伊藤歌奈子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市西京区樫原蛸田町四五番地の五〇、最後の住所京都市西京区樫原蛸田町四五番地の五〇　被相続人　亡　西村　知子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月二十日

京都市上京区寺町丸太町東入る信富町弁護士法人白浜法律事務所

相続財産管理人　弁護士　里内友貴子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県益田市横田町二五三番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　中島トシ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月二十日

島根県益田市水分町二番八号

相続財産管理人　羽柴　克郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県下関市長府土居の内町一六二番地一、最後の住所山口県下関市長府土居の内町五番一一号　被相続人　亡　宮本　郁夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月二十日

山口県下関市赤間町二番一七号大賀ビル

相続財産管理人　弁護士　大賀　一慶

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県下関市長府中浜町一七四五番地六、最後の住所山口県下関市長府中浜町三番一七号　被相続人　亡　井上　邦夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月二十日

山口県下関市赤間町二番一七号大賀ビル

相続財産管理人　弁護士　大賀　一慶

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県佐賀市伊勢町四四二番地、最後の住所佐賀県佐賀市嘉瀬町大字中原二〇四九番地一六　被相続人　亡　松本　繁子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月二十日

佐賀県佐賀市中央本町一番一〇号ニュー寺元ビル三階　佐賀中央法律事務所

相続財産管理人　弁護士　東島　浩幸

型式部材等製造者の認証に関する公示

日本ＥＲＩ株式会社公示第Ｋ33号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の11第１項の規定により型式部材等製造者の認証を行ったので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の５の７第１項の規定に基づき、認証を受けた型式部材等の種類、認証年月日、認証を受けた者の氏名又は名称及び認証番号を次のとおり公示する。

平成26年３月20日　日本ＥＲＩ株式会社

代表取締役　中澤　芳樹

建築基準法施行令第136条の２の11第１号に掲げる建築物の部分（認証年月日：平成26年１月６日）

トヨタホーム株式会社

製010707Abca0070102、製010707Abca0070103

製010707Abca0070112、製010707Abca0070113

製010707Abcb0070002、製010707Abcb0070003

製010707Abcb0070012、製010707Abcb0070013